

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 <u>文化庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税、地方消費税）		
要望項目名	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>社会的・地域的課題への対応など、多様化・高度化する役割に博物館が対応していくことを促進し、その持続的な経営を支えるため、関連の法改正を前提に、アート振興等の政策的観点からも高い公益性を有する民間の登録館に対して固定資産税等の優遇措置を拡充するなど、博物館法における登録等を受けた博物館に関する税制上の所要の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>固定資産税、都市計画税、不動産取得税の非課税措置に関する所要の措置及び拡充 法人住民税（道府県民税、市町村民税）の非課税措置に関する所要の措置 事業所税の非課税措置に関する所要の措置</p>		
（関係条文）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税の非課税措置に関する所要の措置及び拡充 地方税法第73条の四第1項第3号 第348条第2項第9号 第702条の二第2項 附則第41条第7項第3号、第8項3号 ・ 法人住民税（道府県民税、市町村民税）の非課税措置に関する所要の措置 地方税法第25条第1項第2号及び同条第2項 第296条第1項第2号及び同条第2項 ・ 事業所税の非課税措置に関する所要の措置 地方税法第701条の三十四第3項第3号 		
減収 見込額	[初年度] — (—)	[平年度] ▲370 (—)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年、収集・保管、展示・教育、調査・研究という博物館の3つの基本的使命とともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と連携し、社会的・地域的課題への対応等の機能を発揮することが、博物館にますます求められている。</p> <p>これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たして行くことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>文化審議会博物館部会においてとりまとめられた「博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告)」(2021年7月30日)において、上記のようなこれから求められる役割を博物館が果たしていくためには、制定から約70年が経過し、実態との乖離が著しい博物館法における登録制度の見直しを行い、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続けることを促進する枠組みとすることが提言された。</p> <p>この制度上の見直しに伴い、関連する税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
	政策の達成目標	これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たして行くことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	登録博物館の質の高い活動・運営の維持・継続に向けて、当該制度の見直しにより改善と向上を促進していくものであるため、現状の恒久措置の枠組みを維持する
	同上の期間中の達成目標	※「政策の達成目標」と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	現行制度における登録博物館 914 館、博物館相当施設 372 館のうち、新たな要件を備えた館が新制度上の登録博物館となり、要望の措置が適用される。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の優遇措置等を受ける登録博物館の質がより適切に担保され、適正な制度運用に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現在、登録博物館に対して、 国税においては、 ・土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除等 ・贈与及び遺贈のみなし譲渡所得等の非課税 ・新增改築の費用に充てる募金についての優遇措置 ・特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ・重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税 ・登録美術品についての相続税の物納順位の特例 ・特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例 関税においては、 ・標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の免除 の措置が適用されている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 博物館機能強化推進事業 (令和4年度要求額：10億円) これからの博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な専門人材の育成や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置は、先進的取組を行う博物館のモデル創出のため、特定の博物館を対象に実施する事業である。
	要望の措置の妥当性	現在の登録制度の運用をより適切かつ時代にあったものへと変更するものであり、かつ、博物館の質の向上を図るものであるため、要望の措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	登録博物館の持続的な経営に寄与している。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和3年要望において、民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直しを要望（地方税）